

長建協発第173号
平成28年7月26日

会 員 各 位

一般社団法人長崎県建設業協会
会 長 谷 村 隆 三
[公 印 省 略]

「登録基幹技能者パンフレット」について

かねてより、本会業務の円滑な運営等につきましては、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、平成20年1月に、建設業法施行規則が改正され、同年4月から国土交通大臣の登録をうけた登録基幹技能者講習を修了した者を「登録基幹技能者」として、経営事項審査で加点評価されることとなりました。

近年では、登録基幹技能者制度の活用機会及び認知度が徐々に高まりを見せ、その普及も進んでいるところであり、また、同制度の活用が登録基幹技能者の育成・確保に努める優良な専門工事業者の受注機会の拡大、さらにはそれを通じた建設業界の担い確保育成に寄与することが期待されているところでもあります。

つきましては、この度、登録基幹技能者制度推進協議会において、同制度の周知活動の一環として標記パンフレットが作成されましたのでお知らせ申し上げます。